

「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」
報告書

2026年6月22日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

目次

はじめに	1
1. 金サ業創設の経緯	1
2. 「所属制」の不採用と規制の概要	1
3. 現状と課題	2
(1) 現状	2
(2) 課題	3
4. 金サ業の利活用に向けた必要な措置の検討・規制の見直しにあたっての基本的考え方	4
5. 必要な措置・規制の見直しの検討及び提案	6
(1) 金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大	7
(2) 行為規制の一部見直し	8
① 顧客情報の利活用	8
② 銀行や証券会社等との API 連携	9
③ 保証金の供託義務	9
④ 顧客に対する情報提供義務（顧客からの求めに応じた手数料等の開示）	10
⑤ 誠実公正義務	11
⑥ 顧客交付書面	11
⑦ 貸付媒介業務に係るルール	12
⑧ 金サ業者の体制整備	12
⑨ 小括	12
6. JFIM の対応・取組	13
(1) 正会員の経営管理態勢の整備	13
(2) 正会員のコンプライアンス態勢の整備	13
(3) 苦情・相談態勢の整備	14
(4) JFIM の自主規制機能の整備	14
おわりに	14

資料1 「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」の設置について

資料2 「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」メンバー等名簿

はじめに

金融サービス仲介業（以下「金サ業」という。）は、2020年6月5日に成立した金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律による金融商品の販売等に関する法律の改正によって、2021年11月、既存の銀行、保険、証券、貸金といった業種ごとの縦割り規制を排し、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した業種として創設された。

同法には、令和2年改正金融サービスの提供に関する法律附則第28条にいわゆる5年見直しの規定が置かれ、一般社団法人日本金融サービス仲介業協会（JFIM¹）は、同規定を踏まえ、2025年5月、金サ業の利活用等に向けた課題、要望事項・取組み等について議論し、その実現に向けて対応するため、JFIM理事会の諮問機関として「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置した。

本懇談会は、同年6月以降6回にわたり検討を行い、本報告書は、その検討結果を取りまとめたものである。

1. 金サ業創設の経緯

情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となり、日常生活上の金融取引ニーズに応える新たなビジネスが展開されることが想定される一方、既存の制度では、複数業種にまたがった仲介や多数の金融機関を相手方とする仲介を必ずしも念頭に置いていない側面があり、事業者にとって負担が大きいとの指摘があった。こうしたことから、イノベーションを促進し、利便性のより高い金融仲介サービスを実現していく観点から、既存の業種ごとの縦割り規制を排し、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した業種として、2021年11月に新たに金サ業が創設された。

2. 「所属制」の不採用と規制の概要²

(1) 所属制の下で事業を行う既存の代理業者・仲介業者（以下、単に「既存の仲介業者」という。）が、多数の金融機関が提供する商品・サービスを取り扱おうとする場合、所属金融機関それぞれから行われる指導に対応するための負担

¹ Japan Financial Service Intermediary Business Association

² 本懇談会第1回会合事務局説明資料「金融サービス仲介業の概要」（2025年6月11日開催）、同第3回会合事務局説明資料「既存の金融仲介業者と金融サービス仲介業者との主な規制比較」（2025年9月9日開催）参照。

が大きいという指摘があったことから、金融サービス仲介業者（以下「金サ業者」という。）は、既存の仲介業者とは異なり、所属制が採用されていない。

それに伴い、所属制の下では、所属先の金融機関は、仲介業者に対する指導監督義務及び仲介業者が顧客に与えた損害の賠償責任を負うが、金融サービス仲介法制において、提携先の金融機関は、かかる義務及び責任を負っていない。

(2) 他方で、金サ業者に対しては、「所属制」の不採用による顧客保護の代替措置として、次のとおり、金融商品・サービスの取扱制限及び保証金の供託義務が課されている。

① 金融商品・サービスの取扱制限は、「顧客に対し高度に専門的な説明」能力がない事業者（不適切な事業者）の参入を想定し、顧客の被害・トラブルを未然に防止するため措置された。取扱いが制限される金融商品・サービスは、商品設計の複雑さ、日常生活への定着度、既存の仲介業者における取扱い等を総合的に勘案して、顧客に対し高度に専門的な説明が必要な金融商品・サービスとされている。

② 保証金の供託義務を課す趣旨は、金サ業者においては、顧客に対する損害賠償責任を自ら負うことから、その賠償資力を確保する点にあるが、併せて、財産的基礎・参入要件としての機能も有している。

3. 現状と課題

(1) 現状

① 金サ業制度が創設されて4年以上が経過したが、2026年6月16日現在、登録会社数は26社にとどまり、金サ業への参入は進んでいない。

業種別の登録会社数は、預金等媒介業務（銀行分野）が19社、有価証券等仲介業務（証券分野）が12社、保険媒介業務（保険分野）が2社及び貸金業貸付媒介業務（貸金分野）が2社で、銀行分野及び証券分野への参入は一定程度あるものの、保険分野及び貸金分野への参入はほとんどなく、また、2以上の分野の業務を行う金サ業者は8社にすぎない。

② 現在の金サ業者の具体的なビジネスモデルは、概ね次のとおり大きく3つに分類することができる（ただし、この3つに限定されるものではなく、また、複数に該当する場合もある）。

イ. 総合コンサルティング型

金サ業者は、顧客（利用者・契約者・投資家）の立場に立って、個人のライフスタイル、法人のニーズに適った総合的な金融商品・サービスを提

案、成約のサポートを行う。なお、金サ業創設当初、金サ業のビジネスモデルの一つとして、顧客の資産状況やライフプランに応じて顧客に適した金融商品・サービスの比較・推奨等を行うことが想定されていたことから、かかるビジネスモデルは、当初想定されていたビジネスモデルの一つといえる。

ロ. マッチングプラットフォーム型

金サ業者は、金融機関との連携・適切な役割分担の下、金融商品・サービス購入の導線的機能・役割を担い、具体的な商品性の説明は、主に金融機関が行う。なお、金サ業創設当初、金サ業のビジネスモデルの一つとして、スマートフォンのアプリケーション上で複数の金融サービスを提供する、いわゆるスーパーアプリの提供が想定されていたことから、かかるビジネスモデルも当初想定されていたビジネスモデルの一つといえる。

ハ. 業務代行型

金サ業者は、金融機関から委託を受けて当該金融機関のためにその業務の一部を行う（他の金融機関が提供する金融商品・サービスの説明及びその比較勧誘は行わない）。なお、かかるビジネスモデルは、金サ業創設当初想定されていなかったビジネスモデルであり、例えば、BPO ベンダーの提供する BPO サービスがこれに該当する。

(2) 課題

顧客の利用、事業者の参入が進まない主たる要因としては、「顧客に対し高度に専門的な説明」が必要な金融商品・サービスが広範に指定されていることから、顧客にとって魅力的で有益な金融商品・サービスの媒介・提供を行うことが難しいこと（言い換えれば、顧客が金サ業者のサービスに魅力を感じづらいこと）があげられる。具体的には特に、以下のような問題点が指摘された。

① 金融商品・サービスの取扱制限等があることから、

イ. 保険分野においては、取扱可能な保険商品が限られている上に、保険金の上限額が相当に低く、事実上保険を取扱うことができない。その結果、個人・ファミリーのライフプランに適った総合的な金融商品・サービスの提供・品揃えができない。

ロ. 銀行分野及び貸金分野においては、個人向けカードローンの取扱いができないことから、個人がより身近に不測の事態に迅速に対応することができる機会・利便性が損なわれている状況にある。

ハ．銀行分野においては、中小企業、スタートアップ企業等の資金繰り支援等の融資額が十分ではなく、また、非金融事業者の顧客データを活用した事業性融資の取扱いが十分にできない。

二．証券分野においては、取扱可能商品が上場第一項有価証券³に限定されており、非上場の公募有価証券や信託受益権の取扱いができない。

ホ．顧客は、ワンストップでの金融商品・サービスの購入・利用ができない。

② 銀行や証券会社等とのAPI連携が進んでいない⁴。

③ 行うことができる業務の範囲が、顧客に対し高度に専門的な説明の必要性が相当に低い金融商品・サービスに係る業務に限定されているにもかかわらず、保証金の供託、「三つの防衛線」の各部門の整備、業務経験者の配置その他の登録要件を満たすための体制整備の負担が重い。

(3) 上記を踏まえると、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供するという金サ業創設の趣旨が実現されているとは言い難い状況にある。他方で、現在、金サ業として行われているビジネスは前記3の(1)②記載のとおりであるが、業務代行型（BPO）といった創設当初は想定していなかった新しいビジネスモデルが登場している。

4. 金サ業の利活用に向けた必要な措置の検討・規制の見直しにあたっての基本的考え方

金サ業が創設された趣旨が実現され、その役割・機能が十全に発揮されることは、「資産運用立国」の実現、消費者による選択の実質性の保護、事業性融資の推進などの日本の社会・金融資本市場が直面する重要な課題の解決につながっていくと考えられる。

「資産運用立国」の実現のためには、家計金融資産（約2,350兆円）の約5割を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がるという「成長と分配の好循環」を実現することが必要とされる⁵。家計の安定的な金融資産形成を促し家計金融資産を貯蓄か

³ 第一項有価証券は、国債、地方債、株式、社債、投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券等金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる有価証券。

⁴ 委員から「組込型金サ業者の多くは、複数業種・多数の金融機関の金融商品を揃えて比較できるようにしたいが、APIの普及が進んでいない、1社1社との接続にはあまりにもコスト負担が大きいことを主な要因として、現状、特定の金融機関（1社）と接続して単一の金融商品を取扱っていると分析している。」との報告があった。

⁵ 金融庁「資産運用立国について」<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>

ら投資へと向かわせるうえでは、消費者による金融商品・サービスへのアクセスを容易にする必要がある。金融商品・サービスは、しばしば複雑な内容を有し、消費者が十分に理解できないことがある。他方、金融商品・サービスに対する需要についても、消費者自身がそれを適切に把握していない場合がある。そこで、消費者の需要を明らかにし、それに適した金融商品・サービスを消費者に提案することが重要になる。金サ業者には、顧客情報の利活用を通じて、消費者が適切な金融商品・サービスにアクセスすることを容易にするという役割が期待される。そのような金融事業者の存在は、翻って、消費者の利益に適した金融商品・サービスが金融機関によって組成・開発されることを促進する可能性もある。

また、消費者による金融商品・サービスの選択については、近時の消費者法制をめぐる議論において指摘されているとおり⁶、消費者が多様な脆弱性を抱えることが問題となる。消費者の脆弱性を前提として、消費者による選択の実質性を保護するためには、消費者に対するサポートが必要とされる。この点で、金サ業者は、デジタル技術等を利用した情報の分析を通じて、消費者による金融商品・サービスの選択をサポートし、選択の実質性の保護に貢献することも期待される。

以上のほか、事業者である顧客との関係では、金サ業が中小企業・スタートアップ企業等への事業性融資の推進について一定の役割を果たすことも考えられる。不動産担保や個人保証に過度に依存せず、借手の事業の収益性に着目した融資の重要性が指摘されて久しいが、事業性融資を行うためには、借手の情報を収集・分析し、それに基づいて貸付を含む様々な金融商品・サービスを提供する必要がある。このような事業性融資は、これまで銀行や信用金庫などの金融機関が担うものと考えられてきたが、事業者である顧客の情報を集積し、その分析において優位性を有する金サ業者が、事業性融資の一翼を担うことも考えられる⁷。

以上のように、金サ業は、それが適切に発展し、期待される機能を十分に発揮すれば、我が国が直面する重要課題を解決する手掛かりを提供するポテンシ

⁶ 消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会 報告」（2025年7月）
https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2025/houkoku/202507_para_houkoku.html

⁷ 委員からは「金融機関からの独立性がある金サ業者が事業者のために事業性融資を媒介することで、ホールドアップ問題（金融機関が債務者企業の様々な情報を把握して融資の決定権を握っている状態）の緩衝の役割を果たすことが期待される。」との意見があった。

ヤルを有すると考えられる。しかし、現在の規制の下では、金サ業が期待される役割を発揮することはできない。

本懇談会は、こうした認識の下、金サ業創設の趣旨を実現し、顧客がより自身に適した金融商品・サービスを選択し最善の利益を確保することができるようにするとともに、上記の重要な政策の後押しとなる観点から、次のとおり、金サ業の利活用に向けた必要な措置の検討・規制の見直し（以下、単に「必要な措置の検討・規制の見直し」という。）にあたっての基本的な考え方を整理した。

- (1) 金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大は、後記5の(1)記載のとおり、必要不可欠である。
- (2) 法制度上、金サ業者と顧客・金融機関との関係が多様であることを前提として、前記3の(1)②のとおり、多様なビジネスが展開されてきたが、それぞれのビジネスモデルが包含するリスクの種類及び程度に応じた規制を課す必要がある。こうしたことから、規制の内容をビジネスモデルごとに検討する必要がある。
- (3) 金サ業者は、既存の仲介業者と比較すると、代理行為を行うことができず⁸、また、取扱可能な金融商品・サービスが大幅に限定されているといった差異があり、それぞれが行うビジネスのリスクは異なる。それにもかかわらず、法制度上（監督指針を含む。）、金サ業者にも既存の仲介業者の規制がほぼそのまま準用されており、過度な負担になっている面がある。こうしたことから、顧客保護に十分配慮し、金サ業には妥当しない、又は過度な規制については見直す必要がある。
- (4) 多様な事業者の参入、競争、イノベーションの促進を図るとともに、金サ業者の安定的な収益基盤の構築につなげる必要がある。

5. 必要な措置・規制の見直しの検討及び提案

金サ業は、前記3の(1)②記載の金サ業者の具体的なビジネスモデルを踏まえると、顧客・金融機関との関係に応じて、「顧客指向型」又は「金融機関指向型」に類型化して検討することが考えられる⁹。そこで、本懇談会は、上記

⁸ ただし、金融商品仲介業者や保険仲立人は、代理行為を行うことはできない。

⁹ 「顧客指向型」、「金融機関指向型」は、現在の金サ業者の具体的なビジネスモデルを踏まえ、必要な措置・規制の見直しの検討にあたって、理念型として想定するものであ

4の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり、必要に応じて類型ごとに必要な措置・規制の検討を行うこととした^{10 11}。

(1) 金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大

① 金サ業者が取扱うことができる金融商品・サービスは、現在、法律上は例外であるべき「顧客に対し高度に専門的な説明」を要とする金融商品・サービスの範囲が広範に指定されていることから、大幅に限定されている（原則と例外が逆転しているとも評価し得る状況にある）。以下の理由を踏まえると、基本的に金融商品・サービスの取扱いに関する制限を課さず、法文のとおり、特にリスクが高く真に顧客に対し高度に専門的な説明を要すると評価される金融商品・サービスのみを「顧客に対し高度に専門的な説明」を要するものとして取扱いを制限するのが適当である。この点は、顧客指向型であるか金融機関指向型であるかを問わない。具体的には以下のとおりである。

イ. 顧客の立場に立ち、資産運用・資産管理の支援を行ううえでは、顧客情報を収集・分析し、顧客のニーズに最も適した金融商品・サービスを提案することが重要になる。そのためには、幅広い金融商品・サービスの中から顧客

る。顧客指向型は、主として顧客の利益のために顧客の立場に立って業務を提供するもので、総合コンサルティング型、マッチングプラットフォーム型が該当する。金融機関指向型は、主として金融機関と連携・適切な役割分担の下で業務を提供するもので、マッチングプラットフォーム型、業務代行型が該当する。もっとも、顧客指向型・金融機関指向型は理念型に過ぎず、現実のビジネスモデルが、このいずれかにのみ該当するわけではない。業務、取扱金融機関・金融商品の種類・数等によっては、顧客指向型・金融機関指向型、同時に該当する場合も考えられる。

¹⁰ 一部の委員からは『顧客指向型』と『金融機関指向型』に金サ業者を区分することは難しい。」「マッチングプラットフォーム型の中には、例えば、組込型金サ業者など、特定の金融機関のためにその金融機関の金融商品・サービスのみを提供している場合もあるため、『顧客指向型』というよりは『金融機関指向型』ととらえる方が顧客の実感に近い場合もある。」「顧客指向型、金融機関指向型と分けるのであれば、金サ業者はどちらの類型なのかを明示する必要がある。」「金サ業者がどちらの類型なのかを明示する上では、各類型の定義を明確にする必要がある。」「現在金サ業は多様な業態からの参入、ビジネスモデルがあり今後も考えられることから、明確に分けられるものでない。」「仮に類型化した場合、事業の予見可能性の課題があり、現状の1つの区分でよい。」「規制、解釈、考え方の整理・よりどころとして、2つの検討の類型は必要ではないか。」等の意見があった。

¹¹ 一部の委員からは「金サ業は、自らが体制整備義務を負うことから主として大規模な乗合型の事業者、所属制のある既存の仲介業は、主として中小規模の乗合型でない事業者に適していると考えられ、仲介業者に対する横断的な規制の観点から、事業者の規模で規制の棲み分けの検討が期待される。」との意見もあった。

に適合する金融商品・サービスを選び出して提供できることが必要である。それにもかかわらず、提供できる範囲から除外される「高度に専門的な説明」を必要とする金融商品・サービスの範囲が広範すぎると、大きく制限された取扱可能な金融商品・サービスの範囲内でのみベターなものを提案する、又は、最もニーズに適った金融商品・サービスを取り扱うことができる他の事業者を紹介するにとどまるといった対応にならざるを得ず、顧客利便を著しく損なうこととなる。他方で、特にリスクが高く真に顧客に対し高度に専門的な説明を要すると評価される金融商品・サービスについては、かかるリスクを許容できる顧客層は限定的であり、顧客ニーズも高くないと想定されることから、取り扱うことができないとしても、顧客利便を大きく損なうものではないと考えられる。

ロ．金融商品・サービスの取扱い範囲が広がることは、金サ業者の金融機関に対する地位を強化し、その独立性を高めるとともに、安定的な収益基盤の構築につながる。金融機関としても、金サ業者とのコミュニケーションが増えることで、新たな顧客の獲得、顧客データの共有による顧客ニーズに適合する金融商品・サービスの開発、業務範囲の多様化等につながる。

ハ．特に顧客指向型のような顧客による金融商品・サービスの選択を支援する総合的な仲介業者は、我が国の金融資本市場において重要な役割を果たすものと期待され、その確保・拡大への取組みのためには、取り扱うことができる金融商品・サービスの範囲の拡大が必要不可欠である¹²。

② 上記①を実現するためには、金融商品・サービスの取扱い範囲の拡大は必要不可欠である。

(2) 行為規制の一部見直し

① 顧客情報の利活用

現行の法制度上、金サ業者は、顧客の同意がない限り、業務横断的に顧客情報を利活用することができない¹³。他方で、近時の消費者法制に関して、

¹² 委員からは「金融機関指向型の金サ業者について、保証金の供託義務・顧客に対する情報提供義務の緩和や、誠実公正義務の確保（忠実義務及び善管注意義務の明示化）を求めないのであれば（後掲）、金融商品・サービスの取扱範囲は、一定の制限を課すべきである。」との意見もあった。

¹³ 例えば、金サ業者（預金等媒介業務及び有価証券等仲介業務の登録を受けた者）が、預金等媒介業務で取扱う顧客情報について、顧客から書面その他の適切な方法による顧客の同意を得なけ

個人は他者のサポートがなければ単独で選択することが困難となっている社会背景から「消費者の脆弱性」の問題が指摘され、消費者による選択の実質性を保護する方法が提案¹⁴されている。特に、顧客指向型の金サ業者では、顧客情報の収集・分析、顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提案等により、消費者である顧客の金融商品・サービスの選択の実質性の保護のサポートが期待される。このような観点から、金サ業者が業務横断的に顧客情報を適切に利活用できるよう、手続面を含め、顧客同意に係る要件¹⁵の在り方を見直すことが考えられる。併せて、金融分野における人工知能（AI）などのデジタル技術を活用することにより、顧客情報が、安全に配慮したうえで、より有効に利活用される仕組みないし方法についての検討・取組みを官民一体となって進めることが重要である。

② 銀行や証券会社等との API 連携

銀行による更新系 API のさらなる提供、証券、保険、資金移動業、クレジットカード等の銀行以外の業態における API の提供・連携について、官民でさらなる検討¹⁶が進むことが期待され、JFIM においては、利用者ニーズの把握、情報発信・意見交換などの対応が望まれる。

③ 保証金の供託義務

イ. 顧客指向型

保証金の供託義務は、顧客の損害への賠償資力の確保を目的としているところ、顧客指向型の金サ業者においては、基本的には金サ業者のみが民事上の責任を負うことを踏まえると、一定の合理性が認められる。他方で、金サ業者にとって、保証金の供託が負担になっているとの指摘もある。

現行法上、保証委託契約又は金融サービス仲介業者損害賠償責任保険契約の活用により、保証金の供託を免れることができるが、それらの活用が進んでいないことを踏まえると、活用促進の取組みを進める必要がある。

れば、有価証券等仲介業務及び兼業業務に利用できず、また、同様に顧客の同意を得なければ、兼業業務で取扱う顧客情報は、預金等媒介業務及び有価証券等仲介業務に利用できない。

¹⁴ 消費者委員会・前掲注 6) 13 頁。

¹⁵ 一部の委員からは「金サ業は、複数の業種にまたがった多種多様なサービスをワンストップで提供する業種であり、利用者は金サ業者が行う業種・業務は分かり、予測のつく範囲を提示して、最初に包括的な同意を得るという方法が考えられる。」との意見があった。

¹⁶ 経済産業省「クレジットカード分野に係る API 連携の推進に関する検討会」

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_api/001.html

ロ．金融機関指向型

前述のとおり、保証金の供託義務は、顧客の損害への賠償資力の確保を目的としている。他方で、金融機関指向型の金サ業者においては、金サ業者と金融機関との関係次第で、金融機関が民法上の使用者責任を負う可能性があるとの理解も成り立ち得るところ、あらかじめ金融機関との契約において、適切な損失分担の仕方を定める¹⁷ことにより、顧客保護を図ることが可能である。したがって、金融機関との契約における損失分担に関する定めにおいて、適切な損失分担の仕方が定められていれば、必ずしも保証金の供託義務を金サ業者に課す必要はないため、申請により供託義務の免除を認めることが考えられる¹⁸。なお、保証金の供託義務は、財産的基礎に関する要件に代わる参入規制としての機能を有している側面も認められるが、事実上、そのような機能を有しているに過ぎず、本来的な目的ではない。

④ 顧客に対する情報提供義務（顧客からの求めに応じた手数料等の開示¹⁹）

イ．顧客指向型

金サ業者に対して金融商品・サービスの提案等を委託する顧客にとって、金サ業者が顧客の側に立って仲介サービスを提供しているか否かは重要な関心事である。したがって、顧客が金サ業者の中立性を評価できる環境を整えるため、顧客からの求めに応じた手数料等の開示義務は必要である。

ロ．金融機関指向型

金融機関指向型の金サ業者からサービスを受ける顧客にとって、金サ業者が誰の側に立って仲介サービスを提供しているか否かは重要ではない。また、金融機関指向型の金サ業者は、既存の仲介業者に近づくところ、既存の仲介業法制においては、手数料等の開示義務が課せられていない。さらに、手数料等は、金サ業者にとっての事業戦略・ビジネスモデルに係る重要な情報であり、手数料等の開示は、手数料等の低廉化・価格競争を招

¹⁷ 電子決済等代行業では、所属制が不採用であるが、銀行と電子決済等代行業者との契約において、顧客の損害につき賠償責任の分担が定められている。

¹⁸ 委員からは「金融機関指向型とはいえ、金サ業者は金融機関から独立した存在である以上、供託金の供託義務の免除は認めるべきではない。」との意見があった。

¹⁹ 金サ業者は、顧客から求められたときは、顧客から受領する手数料等のみならず、金融機関から受領する手数料等を含む、金融サービス仲介業務に関して受領する手数料等及び事業年度毎に金融機関から受領した手数料等総額に占める顧客の取引に係る金融機関から受領した手数料等合計額の割合を明示しなければならない。

きかねず、金サ業者の収益に少なからず影響を及ぼすと考えられる。したがって、金融機関指向型の金サ業者については、顧客からの求めに応じた手数料等の開示義務の廃止が適当である²⁰。

⑤ 誠実公正義務

現行の法制度上、金サ業者は、誠実公正義務を負っているところ、かかる義務の内容としては、常に顧客の利益を優先する義務までは負っておらず、適切な情報提供に基づく商品・サービスの選択等に関する適切な判断の機会の保障で足りると解されている。この点、顧客指向型の金サ業者は、顧客の立場に立って金融商品・サービスの仲介サービスを提供するのであるから、今後の取扱可能な金融商品・サービスの範囲が拡大する点を踏まえると、それに応じた金サ業者の義務内容の充実が求められると考えられる²¹。

⑥ 顧客交付書面

金サ業者は、特定金融サービス契約の締結²²の媒介を行うときは、契約締結前の情報提供が、また、同契約が成立したときは、契約締結時の情報提供が求められている。これらの情報提供義務は、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）に対しても課されていることから、顧客は、金商業者等及び金サ業者から二重に情報提供を受けることになり、かえって分かりにくく、顧客利便を欠き、顧客が誤認をするおそれがあるとの指摘がある。金商業者等による契約締結前、契約締結時の情報提供により金商業者等との間で締結する特

²⁰ 一部の委員からは「金融機関指向型とはいえ、金サ業者は金融機関から独立した存在である以上、手数料等の開示義務を引き続き課すべき。」との意見があった。

²¹ 一部の委員からは「顧客指向型の金サ業者は、顧客の立場に立って業務を提供する点において、保険仲立人又は投資助言業者と近い立場にあるところ、保険仲立人は誠実義務（自己が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを理由を明らかにして助言すること）を負っており（保険業法第 299 条、保険会社向けの総合的な監督指針 V-5-3）、また、投資助言業者は忠実義務及び善管注意義務を負っている（金融商品取引法第 41 条）。これらを踏まえると、同金サ業者に対しては、忠実義務及び善管注意義務を明文で規定することが適当ではないか。」「媒介先の第一種金融商品取引業者等では、有価証券の販売・勧誘、仲介等の業務について、明文では忠実義務及び善管注意義務が規定されていないこととの整合性の観点から、かかる義務の明文化には慎重であるべき。」「金融機関指向型の金サ業者であっても、誠実公正義務の下、顧客本位の業務運営が図られ、顧客にふさわしい金融商品・サービスの提供が求められていることから、忠実義務及び善管注意義務の明示化の対象とするのが適切である。」との意見があった。

²² 特定預金等契約（外貨預金（外貨で出金・送金ができるものを除く。）、仕組預金、通貨オプション組入型預金等）、特定保険契約（変額保険・変額年金保険、外貨建保険・外貨建年金保険等）及び有価証券等仲介業務に係る契約をいう。

定金融サービス契約の内容の確認が確保されることを前提に、顧客に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、金サ業者による契約締結前及び契約締結時の情報提供義務の見直しを図ることが適当である。

⑦ 貸付媒介業務に係るルール

イ．現行の法制度上、銀行が貸主となる貸付商品を媒介する場合には預金等媒介業務の登録が必要になり、銀行法の適用を受ける。他方で、貸金業者が貸主となる貸付商品を媒介する場合には貸金業貸付媒介業務の登録が必要になり、貸金業法の適用を受ける。

ロ．預金等媒介業務の貸付媒介業務と貸金業貸付媒介業務は、貸付の媒介という実質的に同じ機能を提供するものであり、金融サービス仲介法制上のルールを統一・統合するのが適当である。

⑧ 金サ業者の体制整備

金サ業者は、「三つの防衛線」の各部門の設置、人員（専従者）の配置及び業務経験者の配置等金融機関や既存の仲介業者と同様の体制を構築することが求められている。「三つの防衛線」の各部門の設置及び業務経験者の配置等を求める趣旨としては、自ら点検、検証するなどして金サ業の健全かつ適切な運営を確保する点にあるところ、必ずしも専従者や業務経験者の配置等を行わなくとも、例えば、業務委託などを活用しながら、求められている体制と同等のレベルの体制が構築できていれば、金サ業の健全かつ適切な運営を確保することが可能と考えられ、金サ業者の体制整備の柔軟化を図ることが適当である。

⑨ 小括

金サ業者は、顧客指向型、金融機関指向型を問わず、顧客本位・顧客の利益のために顧客の立場に立った業務の提供・業務運営の確保に努めるところ、上記4の基本的考え方の下、現在の金サ業者のビジネスモデル・リスク等に応じた規制の合理的な見直し²³を求めるものであり、本懇談会は、上記の必要な措置、行為規制の一部見直しを提案する。

²³ 見直しには、参入規制として、新たに「顧客指向型」、「金融機関指向型」という業区分を設けることも考えられるが、金サ業では多様な業態からの参入、ビジネスモデルが考えられ、業登録の変更など金サ業者に過重な負担が生じ、結果として顧客の利便性が損なわれるおそれがあり、また、既存の仲介業者に対する規制を勘案すると、行為規制による対応が適当と考えられる。

6. JFIM の対応・取組

上記の必要な措置の検討・規制の見直しは、法令により行為規制上の保護が確保されていることが前提となるが、新たな枠組みが十分機能するためには、自主規制機関である JFIM の対応は重要である。本懇談会の第 5 回会合（2025 年 12 月 24 日開催）において、JFIM から次のとおり対応・取組の説明があったが、JFIM においては、これらを着実に進めていく必要がある。

【JFIM の対応・取組】

JFIM は、上記 5 の必要な措置・規制の見直しへの対応として、上記 4 の基本的考え方の下、適切な自主規制規則等の検討を行い、まずは、正会員（金サ業者で JFIM の自主規制の対象となる会員。以下同じ。）における誠実公正義務、顧客本位の業務運営、顧客に対する適切な説明が徹底・確保されるよう、正会員の経営管理、コンプライアンス態勢その他の事項について、次の措置（自主規制規則の改正等）の検討を行う。

(1) 正会員の経営管理態勢の整備

① 「顧客本位の業務運営に関する方針」の作成・公表

正会員は、「顧客本位の業務運営に関する方針」を作成、公表し、JFIM は、同指針を JFIM のウェブサイトに掲載、周知に努める。

② 「忠実義務及び善管注意義務」のルール化

正会員の誠実公正義務、顧客本位の業務運営の徹底・確保に向けて、忠実義務及び善管注意義務につきルール化・明示化を図る。

（参考）金融商品取引法第 41 条第 1 項、第 2 項

③ 新たな金融商品・サービスの取扱いの審査及び社内態勢の整備

正会員が新たな金融商品・サービスを取扱うにあたって、その審査及び社内態勢の整備を求める。

（参考）日本証券業協会「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」
第 3 条第 3 項「合理的根拠適合性」

(2) 正会員のコンプライアンス態勢の整備

① コンプライアンス業務担当役員等の配置、JFIM に登録

正会員は、コンプライアンス業務を担当する役員等を配置し、JFIM に登録する。

（参考）JFIM 内部管理統括責任者制度（有価証券等仲介業務）

② 法令等遵守統括責任者及び法令等遵守責任者の配置、JFIM への報告

正会員は、本社等にコンプライアンス業務を統括する法令等遵守統括責任者を、各営業所等に当該各営業所等のコンプライアンス業務を担当する法令等遵守責任者を配置し、JFIM に報告する。

(参考) JFIM 内部管理責任者制度 (有価証券等仲介業務)、金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針 (預金等媒介業務)

③ 広告審査責任者の配置

正会員は、本社等に広告審査責任者を配置する。

(参考) JFIM 広告審査担当者制度 (有価証券等仲介業務)

(注) JFIM は、上記の担当役員及び各責任者について、一定の資格要件 (資格試験の合格者、社内研修の受講修了者等) を定めるとともに、登録及び配置状況のモニタリングを行う。

(3) 苦情・相談態勢の整備

① 苦情等業務統括責任者の配置

正会員は、本社等に苦情等業務統括責任者を配置する。

(注) JFIM は、上記責任者について、一定の資格要件 (資格試験の合格者、社内研修の受講修了者等) を定めるとともに、配置状況のモニタリングを行う。

② JFIM における正会員の苦情・相談窓口等の周知

JFIM は、正会員が定め公表する「苦情・相談窓口及びその対応」を JFIM のウェブサイトに掲載、周知に努める。

(参考) これまで顧客からの JFIM への相談・苦情の申出及び金融 ADR へのあっせんの申立てはない。

(4) JFIM の自主規制機能の整備

正会員に対する研修、モニタリング・監査態勢及びエンフォースメントの手段 (定款上処分の強化 (「過怠金の賦課」を加える。)) 等の整備を行う。

(参考) 定款第 16 条第 2 項

おわりに

以上が、2025 年 6 月以降、本懇談会において行ってきた検討の内容を取りまとめたものである。

金サ業創設の趣旨を実現しその役割・機能を十全に果たすことは、より多くの顧客が自身により適した金融商品・サービスを選択し最善の利益の確保へつなげるとともに、家計の安定的な金融資産形成を促し貯蓄から投資に向けた「資産運用立国」の実現、消費者による選択の実質性の保護、中小企業・スタートアップ企業等への事業性融資の推進などの重要な政策を後押しするものである。

本報告書において提案した事項、本懇談会での検討を通じて参加者に共有された課題・問題認識が、今後の金融庁等における議論に反映され、着実に取組みが進められることを期待したい。

また、この課題・問題認識を踏まえた規制改革の実現にあたっては、金融サービスの高度化・充実化における金サ業者の役割・機能の拡大が求められる。この点を踏まえ、金サ業者各社は、より高い意識をもって顧客本位の業務運営にあたる必要があるとあり、JFIMにおいては、その支援、取組みをより一層進めることが期待される。

本懇談会は、この目標を実現するため、引き続き、金融庁やJFIM等の検討状況をフォローアップし、さらに必要と考えられる事項を検討し積極的に提案することとする。

以 上

「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」の設置について

2025年5月1日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

1. 目的

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会（以下「本協会」という。）は、令和2年改正金融サービスの提供に関する法律附則第28条のいわゆる5年見直しの規定を踏まえ、金融サービス仲介業の利活用等に向けた課題、要望事項・取組み等についてご議論いただき、その実現に向けて対応するため、理事会の諮問機関として「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 金融サービス仲介業の現状分析および課題等
- (2) 金融サービス仲介業の利活用等に向けた要望事項・取組み
- (3) 本協会の自主規制の見直し
- (4) 要望事項等の実現に向けた対応
- (5) その他（懇談会における議論の状況等を踏まえ必要と考えられる事項）

3. 構成・運営

- (1) 懇談会は、事業者、会員、金融機関等および有識者をもって構成する。
- (2) 懇談会の座長および副座長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- (3) 本協会の役員は、懇談会に出席することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (5) 懇談会は、原則として非公開とする。
- (6) 議事要旨および配布資料は、原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

4. 事務局

懇談会の事務局は、関係機関の協力を得て、本協会事務局が行う。

以 上

資料 2

「金サ法のいわゆる5年見直しに関する懇談会」メンバー等名簿

2026年6月22日現在

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

座長	吉野 直行	慶応義塾大学経済学部名誉教授/金融庁金融研究センター顧問
副座長	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	伊藤 亜紀	パートナー弁護士（片岡総合法律事務所）
	伊藤 祐一郎	株式会社 Finatext ホールディングス取締役 CFO
	大崎 貞和	株式会社野村総合研究所未来創発センター主席研究員
	遠藤 一輝	株式会社リクルートペイメント金融サービス仲介グループ
	小野沢 宏晋	GMO あおぞらネット銀行株式会社執行役員
	川上 太一	株式会社NTTドコモ ウォレットサービス部 金融サービス推進室バンクサービス担当 担当課長
	齊藤 雄一郎	GeNiE 株式会社代表取締役社長
	田口 周平	株式会社 f9k 取締役 COO
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	藤川 太	NPO 法人日本FP協会常務理事
	森下 哲朗	上智大学法学部教授
	山内 大輔	SCSK サービスウェア株式会社 第二事業本部 本部長

[15名]

(敬称略・五十音順)

オブザーバー 金融庁

一般社団法人信託協会

一般社団法人電子決済等代行業者協会

※ 委員の交代 2026年1月28日 辞任 小野 司（株式会社リクルートペイメント）